

事務連絡  
平成27年8月11日

各保険医療機関 開設者 様

北海道厚生局医療課長

神経学的検査に係る「地方厚生局長等に届け出ている医師」の  
取扱いについて（注意喚起）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号通知）において、「所定の研修を修了した神経内科、脳神経外科又は小児科を担当する常勤医師」（専ら神経系疾患の経験を10年以上有する者に限る。）が1名以上配置されていること」が施設基準の要件とされております。

さらに、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付保医発0305第3号通知）において、「専ら神経系疾患（小児を対象とする場合も含む。）の診療を担当する医師（専ら神経系疾患の診療を担当した経験を10年以上有するものに限る。）として、地方厚生局長等に届け出ている医師」が検査等を行った場合に限り神経学的検査を算定するとされております。

今般、「地方厚生局長等に届け出」できる医師については、「所定の研修を修了し、かつ、「専ら神経系疾患の診療を担当した経験を10年以上有する」医師（常勤・非常勤）のみである、との見解が厚生労働省保険局医療課より示されました。

従って、「所定の研修を修了」していない医師（常勤・非常勤）は、地方厚生局長等に届出できないこととなります。

つきましては、貴医療機関における届出内容を今一度ご確認のうえ、届出内容に変更がある場合は、平成27年9月1日まで（必着）に変更の届出を提出するようお願いいたします。

【照会先】

北海道厚生局 医療課  
TEL:011-796-5105  
FAX:011-796-5133

# 神経学的検査に係る 「地方厚生局長等に届出ている医師」の取り扱い

## 施設基準の要件

「所定の研修を終了した神経内科、脳神経外科又は小児科を担当する常勤医師」(専ら神経系疾患の経験を10年以上有する者に限る。)が1名以上配置されていること

↓  
2人目以降の医師を届出をする場合においては、次のとおり。

## 算定要件にある、届出ができる医師の要件

「所定の研修を修了」し、かつ「専ら神経系疾患の診療を担当した経験を10年以上有する」医師(常勤・非常勤)

※今回、厚生労働省保険局医療課より示された見解